



子ども・若者から意見を聴く取組の 実施及びその意見反映について

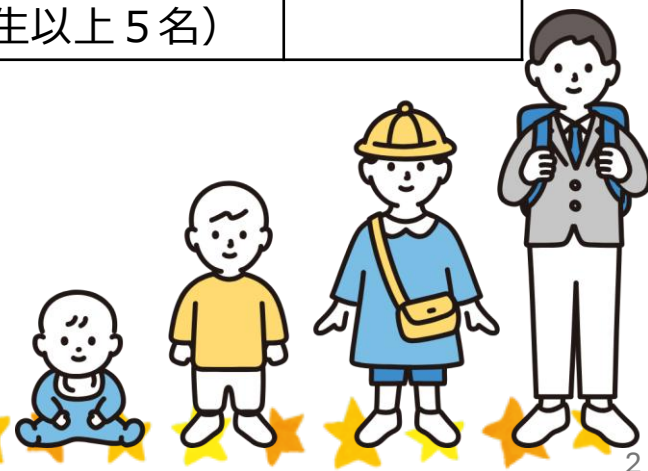
2026年6月



○意見を聴く取組の結果のまとめ

愛知県では子どもの権利に関する条例（仮称）を作るために、4つの取組を実施しました。

名称	日時	参加人数	方法
子ども・若者意見反映ワークショップ	2025年12月14日(日)	17名 (小学生～社会人)	対面
児童養護施設における意見聴取	2026年3月～4月	40名 (7歳～19歳)	施設へ出向く
Webアンケート	2026年3月31日(火) ～4月26日(日)	6,920名※有効回答数 (小学生～社会人)	オンラインアンケート
子ども・若者委員とのミーティング	2026年5月～ ※年度内に4、5回実施予定 第1回5月7日(木)オンライン 第2回5月10日(日)対面	11名 (中学生3名 高校生3名 大学生以上5名)	対面 オンライン



○意見を聴くにあたって気を付けたこと

こども家庭庁のガイドラインで示されているプロセスに準じて、以下のとおり取り組みました

・条例を制定後、子ども・若者からの意見について、どのように反映したのか、反映できなかった意見は何故反映できなかったのかを示した資料を作成し、HPに掲載する予定。

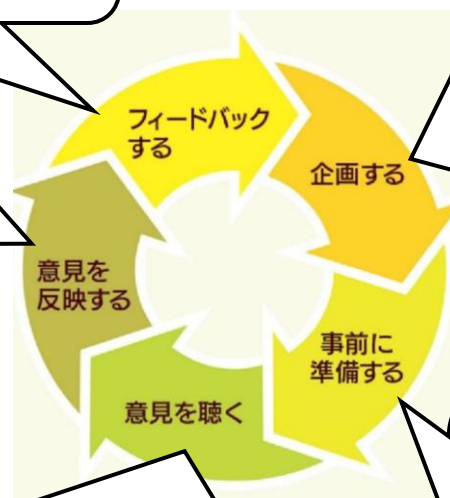
・本資料のP 6 以降にあるとおり、子どもの意見や考えを条例に盛り込んでいくことを考えている。

・特に「子どもにとって大切な権利」については、「子ども・若者委員」とのミーティングにより、案文を作成した。

・Webアンケートにおいては、幅広く、子ども・若者にアンケートの実施について知ってもらえるよう、複数媒体からの周知を実施した結果、約 7 千件の回答があった。

・対面での意見聴取においては、すべての子がワークショップに参加してよかったと回答し、9割以上の子が意見や思いをしっかりと話すことができたと回答した。

・子ども・若者委員が「子どもにとって大切な権利」について意見表明するに当たり、個人で考える時間やグループでの議論の時間を十分に確保するよう努めた。



・多くの方から意見を聴くことができるよう、複数方法で意見聴取を実施。対面でのワークショップに加え、児童養護施設からの協力を得て施設での意見聴取、幅広く意見聴取を行うWebアンケート、継続的な意見聴取を行えるよう「子ども・若者委員」の募集を実施した。

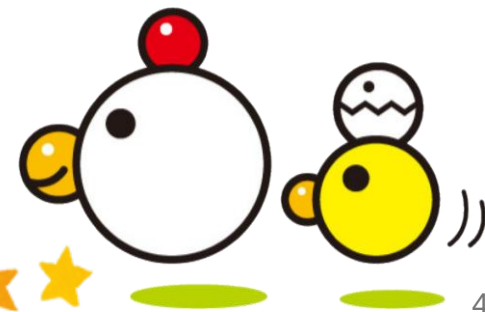
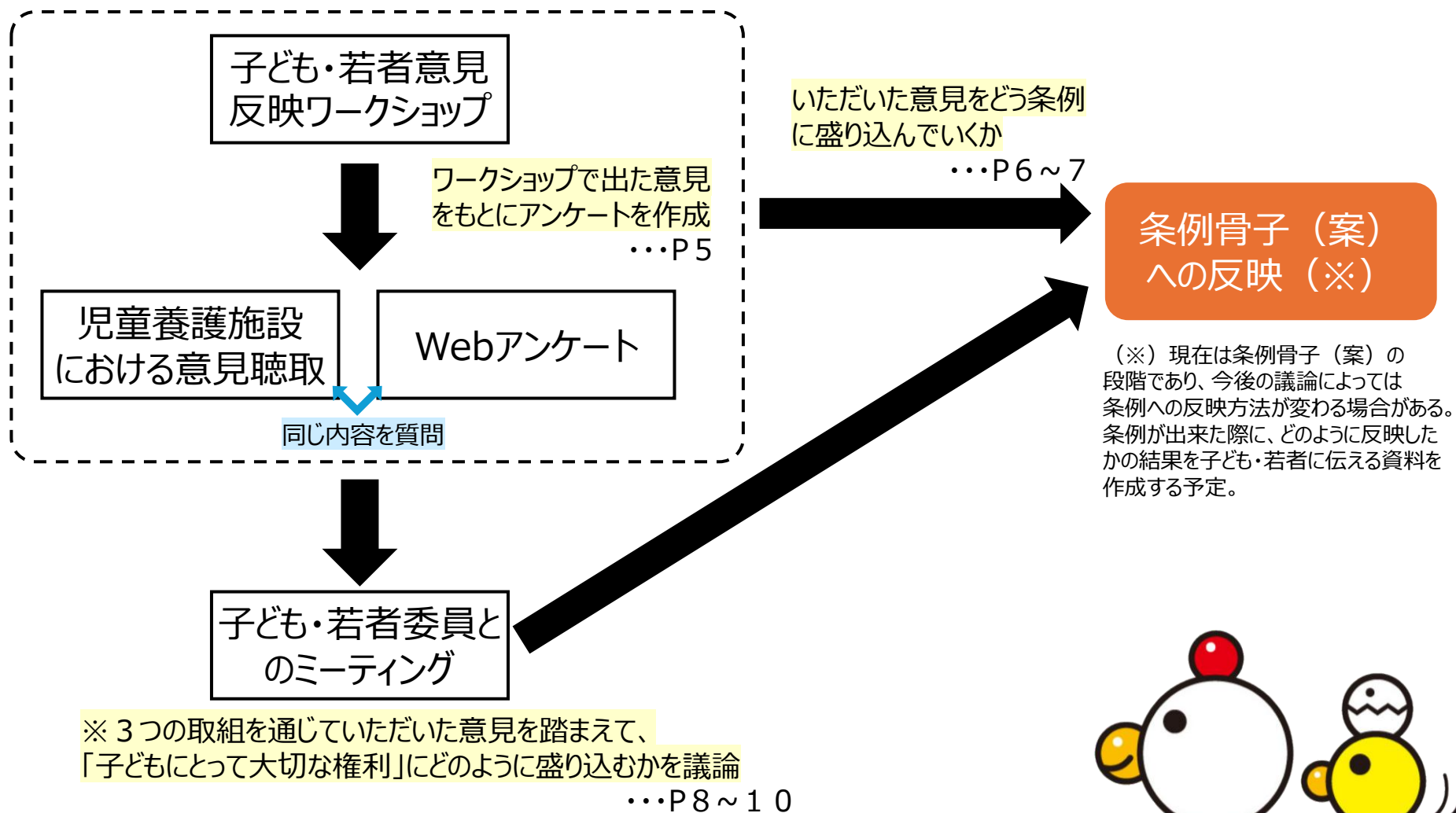
・2026年3月から4月に行った、Webアンケートの実施に当たっては、幅広く、子ども・若者が情報にアクセスできるよう、学校、特別支援学校、子ども食堂などに周知するほか、SNSでも広報を実施。また、知事からの記者会見も実施し、マスコミにも報道いただいた。

・意見形成支援の観点から、(公財)日本ユニセフ協会の「児童の権利に関する条約」に関する資料を事前に子どもたちに配布するほか、意見を聴く前に、子どもの権利や意見を聴く趣旨について説明を実施。

・対面での意見聴取を実施する際は、子ども・若者が意見を言いやすいよう、4—5人1組のグループを作り、意見聴取を実施。また、ファシリテータを配置し、参加した子どもたちが意見を言い切れるよう配慮を行った。

○子ども・若者からの意見の反映プロセス

4つの取組でいただいた子ども・若者からの意見について、以下のプロセスで条例骨子案に盛り込んでいきます。



○Webアンケートの作成について（「設問3 あなたが大切だと思う権利を選択してください」への反映）

Webアンケートの設問作成にあたっては、12月のワークショップでいただいた意見をもとに作成を行いました。

◆ワークショップでもどんな権利が大切かについて話し合ってもらい、5つを目途に特に大切な権利をあげてもらいました。

高校生・大学生・社会人 チーム

- ① 自分の自由な考えを自由に言い表すことのできる権利
- ② あらゆる被害から守られ、支援を受けられる権利
- ③ 生活水準の保護
- ④ 教育を受ける権利
- ⑤ どんな境遇にある子どもも適切な支援を受けられる権利

中高生チーム

- 健康・医療への権利
- 教育を受ける権利
- 適切な情報の入手
- 生きる権利・育つ権利
- こどもに最もよいことを

小学校高学年 チーム

- ① 生きる権利
- ② 自由の権利
- ③ 言う・決める権利
- ④ 安全に○○する権利

小学校低学年 チーム

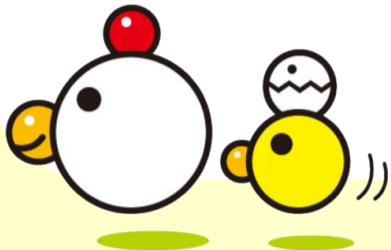
- 差別の禁止
- からだと心が守られる権利
- 自由に生きられる権利
- 名前・国籍を持つ権利
- 生きる権利・育つ権利

◆上記のとおり各グループで話し合ってもらった大切な権利を踏まえて、3月からのWebアンケート設問3の「あなたが大切だと思う権利を下に書いてある権利から選んでください。（あてはまるものすべて選択）」の選択肢を設定しました。

- ①安全に育つ権利
- ②自分の自由な考えを自由に話すことができる権利
- ③知りたいことを知ることができる権利
- ④すべての子どもが自分にあった手助けを受けられる権利
- ⑤差別されない権利
- ⑥医療を受ける権利
- ⑦教育を受ける権利



選択肢として設定した7つの権利について、Webアンケートの回答者の7割以上の方が「大切だと思う権利」として回答



○ 子ども・若者からの意見及び条例骨子（案）への反映について（１）

子ども・若者からの意見の概要

・Webアンケート（児童養護施設も含む）において、「差別されない権利」を選択する人が、8割以上。
・Webアンケートの大切な権利の自由記述（設問４）において、多くの方から「差別の禁止」に関する回答があった。

・Webアンケート（児童養護施設も含む）において、「安全に育つ権利」や「医療を受ける権利」を選択する人が8割以上。
・Webアンケートの大切な権利の自由記述（設問４）において、「生きる・育つ権利」や「あらゆる暴力からの保護」など命や安全に関わる権利への回答が多くあった。

・Webアンケートの大切な権利の自由記述（設問４）において、「意見を表す権利」に関する回答が多くあった。
・Webアンケートの大人にしてほしいことの自由記述（設問５）において、「意見を聴く・尊重」や「理解と関心」に関する意見が多くあり、「子どもを信じてほしい」や「子どもの意見を聴いてほしい」との回答があった。

条例骨子（案）への反映の考え方

・基本理念（§３の①）で「差別的取扱いを受けることがないようにすること」を言及するとともに、子どもにとって大切な権利（①）で「性別、年齢、障害の有無、国籍、家庭の状況その他いかなる理由によっても不当な扱いを受けること」がないことを言及

・基本理念（§３の②）で、すべての子どもが「愛され保護されること」を言及するとともに、子どもにとって大切な権利（②）で「あらゆる危害から守られ、安全な環境で自分らしく安心して生活ができる」ことを言及
・「愛知県子どもの権利擁護委員会」（仮称）を新たに設置し、権利侵害があった場合、その擁護を図れるような体制を整備（§17）

・基本理念（§３の③）や子どもにとって大切な権利（⑤）で「意見を表明する機会」が確保されることや、表明した意見が「大切に受け止められる」ことを言及
・県が子どもに関する施策を実施等する際に、子どもの意見を聴く旨を記載（§12）

○ 子ども・若者からの意見及び条例骨子（案）への反映について（２）

子ども・若者からの意見の概要

- ・Webアンケート（児童養護施設も含む）において、「教育を受ける権利」を選択する人が8割以上（児童養護施設においては9割）。
- ・Webアンケートの大切な権利の自由記述（設問４）において、「教育を受ける権利」に関する回答が多くあった。

- ・Webアンケートの大切な権利の自由記述（設問４）において、「休み、遊ぶ権利」に関する回答が多くあった。
- ・Webアンケート（児童養護施設）の大人にしてほしいことの自由記述（設問５）においても「外出など色々な体験をしたい」や「もっと遊んでほしい」などの意見があった。

- ・Webアンケートの自分たちでできることはあるかの自由記述（設問６）において、「互いを尊重しあうこと」、「相手がどう思っているのかをよく考える」などの意見があった。
- ・12月のワークショップにおいて、「寄り添いあうことが重要」や「他者を尊重する姿勢を教えることが大事」などの意見があった。

条例骨子（案）への反映の考え方

- ・基本理念（§３の②）で「教育を受ける権利が等しく与えられる」旨を言及するとともに、子どもにとって大切な権利（⑥）で「教育を受けることなどを通じて「個性、能力及び将来への可能性を十分に拓くことができる」旨を言及

- ・子どもにとって大切な権利（⑥）で「遊び」などを通じて「個性、能力及び将来への可能性を十分に拓くことができる」旨を言及
- ・「安全で安心して自分らしく過ごすことが出来る居場所」を持てるよう県が「環境の整備に努める」旨を子どもの居場所づくり（§14）で言及

- ・子どもにとって大切な権利で「自身の権利が尊重されることと同様に、他者の権利も尊重しなければならない」と記載

○「子ども・若者委員」からの意見及び条例骨子（案）への反映について（１）

◆「子ども・若者委員」とWebアンケートを踏まえたミーティングを行い、「子どもにとって大切な権利」を共に作成

「子ども・若者委員」からの意見の概要

・子どもにとって大切な権利全体が、子どもたちの明るい未来に繋がるためにあるものだということが、分かるようにしたい。

・暴力には、力による暴力のみならず、言葉による暴力もあるため、「言葉による暴力」からも守られることを明示してほしい。

・ヤングケアラーなども含めた「不当な労働」から守られることを記載してほしい。

・子どもたちにとって寄り添いを感じることができる文章にしてほしいため、子どもたちが「大切にされる」ということが分かるようにしてほしい。

条例骨子（案）への反映の考え方

・子どもにとって大切な権利について言及する前に、全ての子どもが「将来にわたって幸福な生活を送ることができるよう以下に掲げる権利が尊重される」と明記。

・②において、「言葉や力による暴力」や「不当な労働」から全ての子どもが守られることについて明記

・③において、全ての子どもは「あらゆる人に大切にされながら」心身ともに健やかに成長し、発達することができる」と明記。

○「子ども・若者委員」からの意見及び条例骨子（案）への反映について（２）

◆「子ども・若者委員」とWebアンケートを踏まえたミーティングを行い、「子どもにとって大切な権利」を共に作成

「子ども・若者委員」からの意見の概要

・衣食住の生活環境が安定することは児童の権利に関する条約でも述べられており、重要であることから、記載してほしい。

・教育を受けること、遊びや文化・芸術活動を通じて、将来への可能性を拓いていくことができることを表してほしい。

・私生活だけでなく、「自分が持つ考えや気持ち」が尊重され、傷つけられないようにしてほしい。

条例骨子（案）への反映の考え方

・④において、全ての子どもは、「衣食住などの生活環境について安定が図られる」旨について明記

・⑥において、「その個性、能力及び将来への可能性を十分に拓くことができる」と明記

・⑧において、全ての子どもは「自分が持つ考えや気持ち」が尊重され、不当に干渉されない旨を明記。

○「子ども・若者委員」からの意見及び条例骨子（案）への反映について（３）

◆「子ども・若者委員」とWebアンケートを踏まえたミーティングを行い、「子どもにとって大切な権利」を共に作成

「子ども・若者委員」からの意見の概要

・支援は受けるだけでなく、自身から「求める」ことも重要であることから、求めてもいいんだということが分かるよう明記してほしい。

・「大人に守ってもらう」ばかりでなく、「子どもが自分の意志で自分の行動を決定」していけることを書いてほしい。

条例骨子（案）への反映の考え方

・⑨において、全ての子どもは、「適切な保護、支援及び配慮を求めたり受けたりすることができる」旨について明記

・⑩において、全ての子どもは、「自分に関係する人の支援や助言を受けながら、自分の行動を自分の意志で決定することができる」と明記